

議 事 日 程 (第3号)

平成29年3月8日(水曜日)午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第25号 東白川村営その他住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
について
- 日程第3 議案第26号 東白川村条例の左横書きに関する特別措置条例について
- 日程第4 議案第27号 平成29年度東白川村一般会計予算
- 日程第5 議案第28号 平成29年度東白川村国民健康保険特別会計予算
- 日程第6 議案第29号 平成29年度東白川村介護保険特別会計予算
- 日程第7 議案第30号 平成29年度東白川村簡易水道特別会計予算
- 日程第8 議案第31号 平成29年度東白川村下水道特別会計予算
- 日程第9 議案第32号 平成29年度東白川村国保診療所特別会計予算
- 日程第10 議案第33号 平成29年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第11 議案第34号 財産の取得の変更について
- 日程第12 閉会中における議会運営委員会の継続調査について

出席議員(7名)

1番	今井美和	2番	今井美道
3番	桂川一喜	4番	樋口春市
5番	服田順次	6番	今井保都
7番	安江祐策		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村長	今井俊郎	教育長	安江雅信
参事兼総務課長	安江良浩	会計管理者	安江誠
地域振興課長	桂川憲生	産業振興課長	今井稔
建設環境課長	今井義尚	教育課長	安江任弘
国保診療所 事務局長	伊藤保夫	監査委員	安江弘企

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局 次長	安江由次
-------------	------

◎開議の宣告

○議長（服田順次君）

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付を申し上げたとおりであります。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（服田順次君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定により、6番 今井保都君、7番 安江祐策君を指名します。

ここで暫時休憩とします。休憩中に全員協議会を開催し、6日に引き続き新年度予算の全協質疑を行っていただきます。

午前9時35分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（服田順次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第25号から議案第33号までについて（質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

上程中の日程第2、議案第25号 東白川村営その他住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第10、議案第33号 平成29年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算までの9件について、一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

2番 今井美道君。

○2番（今井美道君）

29年度の予算のうち、予算説明書の10款2項2目、10款3項2目、138ページのあたりですけれども、今回、保育園、小学校、中学校の研修であるとか、行事の見直しということと、新しい政策として輝け東っ子事業ということで計上してありますが、このあたりの事業見直しと輝け東っ子事業について、教育長のほうから御説明をいただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

教育長 安江雅信君。

○教育長（安江雅信君）

御質問が2つでございましたので、最初に1つ目の小・中学校におけます各種体験・研修活動等の見直しの部分の御説明をさせていただきます。

まず主なものとなりますけれども、小学校のほうは今まで、学校の公表会という形で音楽発表会を行っておりました。これは各学年が音楽を中心に、クラスのまとめりや取り組みを発表しようよという内容でしたけれども、これを音楽に限らず1年間のさまざまな学習の流れをまとめとして発表するふうにしたほうが、より教育的効果も高いですし、御家族を初め地域の皆さんに、お世話になった活動がこんなふうにご子供たちの役に立ったり、あるいは積み重ねをしてきたんやということのほうへシフトをして、さらに教育的効果の高い活動にしていきたいと思いますということで、そんな中身の工夫をしていただいておりますというのが、小学校のさまざまな改善の一部分でございます。

それから、中学校のほうはさまざまな体験学習を行っておりますけれども、これが学習の内容と体験学習が、学年がクロスしておるといいますか、1年生のときにやったほうが良いことを、2年生のところでというようなことも現在まで少しありましたので、ここは実施をする時期の工夫を中学校さんがやってくださいました。中学校のほうは、1年生が自然や白川の水について学ぶわけですが、伊勢湾・名古屋研修が2年生で行うということになっていましたので、1年生の時期に伊勢湾・名古屋研修をやりますと、水源の勉強をしておいて、山のことも知って、サントリーも知って、名古屋研修があって、伊勢湾という流れになりますので、組み立てとしてそのほうが良いであろう。

それから、今度は2年生のところで学年のまとめりをさらに強めて、3年生へ向かうよというところにスキー体験というのがあって、これは単なるスキーの体験ということではなくて、あそこでやるさまざまなグループ活動や、実は夜のミーティングの時間に親御さんからの手紙が届くことになっております。それを初めて子供たちはそこで見て、家族と少し離れたところで家族を思うと、そういう組み立てになっていましたので、これは1年生でやるよりも2年生でやったほうが良いよとそういう効果的な時期に実施をさせていただきますように、というような学習活動や体験活動の改善・工夫をしていただくというのが実情です。

それから、2つ目にお尋ねのありました、本年度から実施をさせていただきたい輝け東っ子事業についての御説明をさせていただきます。

この事業に至りましては、経緯を含めてお話をさせていただきますと、東白川は僻地小規模校という教育環境にあるわけですが、とりわけその中の、子供の人数が少ないよといったことは、慎重・重要に受けとめてしっかりと対応すべきであろうと、そんな観点から、平成26年度に東白川村教育ビジョンというのを策定しました。これは村の教育の総合的ないろんな分野の計画ということではなくて、子供の人数が少ないよ、このことにどういうふうにしていくのということに特化した計画ということで、あらゆる教育分野の皆さんの検討を経て作成をしてきたというものですけれども、その中身の方向性は2つありまして、今言いましたように、人数が少なくなったので、それにどう対応していこう。例としましては、小学校の運動会。子供の人数が少なくなったのでこういうふうの種目にシフトしていく必要があれへんのか、中学校の部活動、こんなことに配慮しながら

やっていく必要が生じるよね。また、子ども会ではこういう区分けと言いますか、編成にしないと人数少なくなるので成立しないよと、そういった対応策というのがビジョンの一つの方向性。それから、もう一つの方向は、人数が少ないからこそできることを元気に展開していきましょうよ。大きな学校ではとてもできんけれども、小さいがゆえにできることがあるんじゃないのかということも大事にしていこうというのが、この2つ目のほうの方向です。

これは例えばですけども、同じ学校が校外活動、どこか見学に行こうとしますと、10クラスもある大規模校ですと、たくさんの貸し切りバスを仕立てて時間別に出発をして、見学先へも同時には入れないというような非常に大きな部分があるわけですけども、小さいがゆえに、スクールバスを活用して日帰りで行ってすぐさまできるよというような、コンパクトで小回りがきくことを生かした活動もいっぱいできるやないのという方向性がその一つです。

まさに2つ目の、少人数だからできることを元気にやっていきましょうというのが、今回からやらせていただきたいというふうに計画をしております輝け東っ子事業です。山間部の小さな保育園、それから小学校、中学校やけれども、僕たち、私たちはこんな体験もしたよ、それからこんなことも知っておるよ、こんなもんも見たよといったような、子供たちが目を輝かせて感動して、そして自信や誇りになるような事業を、小・中それぞれ計画をしていこうというものです。

具体的になりますけれども、保育園のほうはやっぱり楽しみということと、思い出に残るといふようなことを目的にして、年2回ですけども、人形劇を見ること、それから音楽家を招いて音楽会をやっていただくこと、この2つを予定させていただきたいと思っています。

それから、小学校は5年生にちょうどこの立地条件のところにおるので、国技である大相撲を実際に見学しましょうということで、名古屋場所の見学に行きたいな、実際の相撲の雰囲気、力士の大きさを目の前で見て、思い出や感動になることにつなげていきたいというふうに考えております。

それから、中学校は、今度は2年生の段階で、座禅を体験して、自分を見詰める機会ということをお寺さんでやらせていただくことで、ちょうど2年生の折に3年生進路を見詰めるときの自分を見据えながら、それからお寺さんであるので、神道の村なのでなかなかそういう機会がありませんけれども、お寺さんでこういうところなのね、というようなことをつかんでいただくことと、もう一つはしっかりとしたテーブルマナーを一度きっちりとやりましょうということで、今は洋食等々の機会、昔と比べていっぱい子供さん御承知かと思えますけれども、正式なマナーをきっちりとこの時期に体験しておくことは、今後、進学や就職といったときにきっと役に立つであろうと、そんなふうに思っております。

子供たちが目を輝かせて参画をする事業をやらせていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

6番 今井保都君。

○6番（今井保都君）

今回の予算も、あらゆる予算に配慮された予算となっております。その中で、特に医療福祉ゾーンにつきましては、行政の方々みずから集落座談会で今後の村の考え方を説明されて、ほぼ村民の方々も、そのことについてはある程度は理解できていると思っております。

その中で、29年度予算には医療整備費で1,802万ほど計上されて、主にこれは委託料ですので、これからということになるかと思えますけれども、村長は一般質問の答弁の中で、老健のほうの病床数も15床から18床ぐらいでどうだろうかというようなことをおっしゃってみえました。村の人口からいけばその程度でもベストかなと私も感ずるわけですが、せつかく何十年に1回かぐらいのこういう施設をつくるわけですので、村の考え方と、それから近くにサンシャイン美濃白川さんとか、ああいう立派な運用されている事業所もあります。そういったところと連携をとっていただいて、ますますこれから入所者もふえることも予想されますので、収益面とか、入所者の希望に応える施設とか、そういった面を考慮しながら、最終的にはどうなるかわかりませんが、そういったことを一応踏まえて、少し外部からの意見もよくお聞きになって、今後の方針を決めていただきたいと思えますし、構造物についてもまだまだ、鉄筋でいくのか木造でいくのかということはこの建設委員会に委ねられると思うんですが、村長の胸のうちはどうがいいかなんかということも多少思ってみるかと思えますけれども、もし現状時点で村長の思いがありましたら、お聞かせ願いたいと思えます。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

まず老人保健施設、老健の規模については現況とこれからの人口推移、そして介護保険サービス関係の情報等を勘案すると、今持っている病床がもっと広く使えて、なおかつ快適に使っていただけるようなことがまず基本的であろうということで、15床を基本に立ち上げていきたいと思えます。ただ、せつかくつくるわけですから、3床ぐらいの増床はしておきたいかなというふうに思っておりますが、まだこれは決定したわけではございません。

実は、この間新聞記事を読んでいますと、全国の大規模特別養護老人ホームの40%ぐらいが、実は空きベッドがあるというような統計が出ておったと思えました。これはやはり人員不足なんですね、サービスのほうの人員不足。このことも、私どもは特養ではないわけですが、ベッド数をふやすと介護単位が上がってきて、たくさんの介護士等が必要ということ、ケアマネの数も変わってくるということもあるので、そこんところは見きわめたいなと思っております。

将来、地域包括ケアを進めるということが、国も含めて大前提で、施設があつて安心して預けられるところがあつて、なおかつ家庭で介護したい、家庭で終末医療を受けながら、最期のみとりまで行きたいと、こういう村が一番理想ですので、これからは施設だけに頼ることなく、恐らく村民の皆さんは家庭で最期を迎えたいという方も多いので、そこをどうやってバックアップするか、こ

れが大事な課題であるので、そのためのステーションとしてこの老健と診療所が機能すべきであろうと。そういうことで、ほかとの考え方には一致をさせて計画を立てております。

したがって、ベッド数にあまりこだわらなくて、大きいものはいいことだというふうには考えません。もちろん、敷地面積の制限もあるし、一番大きいのは建築費、面積で上がってきますので、無理無駄を省いた形でいかないと、それこそ1,500人ぐらいになってしまうかもしれない人口の中でもやっていかなきゃいけないということは十分認識をして、面積を決めていきたいというふうを考えております。

これから、基本設計のプランができましたら、先ほど答弁もさせていただいたように、一般質問の答弁にもあったかと思いますが、建設委員会でしっかりとたたいて、総意のもとでつくってきたいなというふうを考えております。

他町村との絡みですが、特養がそういう形で今サンシャインがサテライトをつくられたということで、ある程度、特養は御存じのように要介護3以上で、特別措置もありますけれども、ほとんど寝たきりにならないとということですので、なるべくそういうふうにならない人をつくっていくというのが、今度は保健の分野での課題だというふうに思っています。

もちろん白川町さんも非常に期待をしてみえて、近いところにいるのができるでというお話はあるんですけども、まだそこまでしかしていませんので、私どもがサンシャインに14床のベッドを確保したようなことがこれからあるのかどうか、もうちょっと私どもが具体的なプランを進めた上で、一回白川町とは協議をしますけれども、多分想像ですけど、そんな積極的な話ではないのかなとは思いますが、私どもは私どもで経営できるのが一番大事ですので、そのために22床になって、すごい人が要るようになったら、これ責任とるのは今度こっちですから、なかなか現実的ではないかなというふうに考えて、ただ、今でも老健、多分加子母地区、白川地区、付知あたりからも利用者があるかと思っておりますので、そういう意味ではどこかで一回協議をしておきたいと、このように考えてます。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

一般会計の予算説明書における、45ページにありますECモールの関係の、東白川ファンを核とした村内産品の事業の財源についてお伺いしたいんですけども、今回、国庫支出金ということで、地方創生推進交付金が、予算ですので当てにされているということなんですけども、昨年度、特に国の補助がなく、500万程度の事業として行われて、今回は国の補助が500万ぐらいの程度で、自己財源を足しまして1,000万ぐらいの事業となっておりますが、当初、2年前に3,000万の補助を受けて、100・ゼロのスタートしたこの事業に対して、昨年度はとりあえず自己財源だけ、それから今年度につきましては500万円の国の補助がいただける。名目の中に「地方創生」という名前が入ってい

るあたりは共通点だと思いますけど、この辺の補助としていただける理由でありますとか、それはどういう理由においてこの500万という補助がいただける経緯になっているかということと、今後こういう展開があるときに、また追加、追加で国の補助が得られるような方向性がある事業なのか。たまたま今回は500万あったけど、来年度からは全然見込めないというような事業なのかということの展望も含めました財源の展望と、今回の財源の根拠となる部分をお知らせいただければ。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今の国のほうの地方創生事業、過疎化交付金とか、拠点整備とか、いろいろ単年度ごとのメニューも出てまいります、基本的には29年度は推進交付金を継続するよという情報です。これの補助率が50%ということで、大体補助対象になるものの5割を財源として見たということしております。総事業費の半分ぐらいという形です。今後、これが続くかどうかというのは、国のほうは5年と言って始めましたので、もうことは2年過ぎましたので、あと3年と思います。

それは政策が変わるのでわかりませんが、一旦うちのほうが地方創生の総合計画に上げてある事業は対象になってきますので、ただヒアリングというのが毎年あって、3月の20日前後やと思いますが、来年度について私どもが出す事業について、どこまで交付金がつくかは、これはあくまでも予算の段階しかまだ決められませんので決定的ではないわけですが、一応これだけは当て込んでいきます。

したがって、これだめよと言われる可能性ゼロではないんですけど、最初に手を挙げて過疎化交付金でつくったものは、継続してやっていけるよというめどがついているので上げておるということであって、この説明とか資料のつくり方等でつくつかんかということは多分判断されますけど、一応補助基準とかそういうのはもう公開されていますので、それによってこの数字を出しておるといことです。継続して実施をしていくと。5年後のK P I 等も、当然ながら積み上げていくという事業になっているということです。

○議長（服田順次君）

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

実は昨年度は約500万で継続の事業展開をされている中で、たまたま50%がつくであろうということで、今回1,000万近い事業計上されています。これ万が一つかなかったときでも、やっぱり1,000万が必要だからということで、1,000万の事業を展開されるのか、補助金がつかなかったからということで全体的な規模をそれに応じて下げるおつもりなのかをお聞きしておきたい。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

基本的には実施をするつもりです。ただ、経費の見直しをして、やはり一般財源の縛りもありますので、削減することはあるかもしれません。回数ですとか、個数ですとか、中身についてはですね。ですが、基本的にはつかなくても、立ち上げた事業をしっかりと継続して結果を出したいと、このように考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

そうしましたら、実は国のお金があるから一般財源だけに目をとめますと、約500万に対して600万というぐらいの推移なんですけど、今の村長のお答えでしたら、前回500万の事業を今回1,000万という倍の事業に膨らませるといって今回の予算の提案だと、逆に解釈すべきだということですので、倍というのはなかなか簡単に、ああ倍ですかと言えらる事業じゃありませんので、あくまでも去年に対して倍の予算を立てた事業展開をなさるといって、倍にするという意味合いをもう一度御説明願えたらと思います。

○議長（服田順次君）

地域振興課長 桂川憲生君。

○地域振興課長（桂川憲生君）

内容的には昨年、28年度と29年度は事業内容は同等になってございます。ただ、そのうちの半分ぐらいが27年度の補正予算で繰り越しで来ておまして、27年度予算と28年度予算の一般会計の当初予算と合わせて、昨年度1,000万近い事業を行っております。ですから、先ほど村長が申し上げましたように、27年度にシステムを構築したものを、28年度、29年度と同じようなボリュームでボトムアップしていくというような予算構成になっております。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 樋口春市君。

○4番（樋口春市君）

全般におきましてお願いをしておきますけれども、今後、公共施設の整備を初め、インフラ整備を進めていかれる上においては、職員の皆さん方の努力によるものだというふうに思います。限られた財源の中で、最少の経費で最大の効果を上げていただくことが、村民の皆さん方の負託を受けておられる以上は、しっかりとやっていかなきゃならないと思いますので、ぜひともお願いをしておきます。

特に医療ゾーンにおきましても、まだまだはなのきの大改修におきましても、ただ業者の言いなりになるだけではなく、しっかりと皆さん方の知恵と工夫をもって進めたいなというこ

とだけをお願いをしておきます。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

おっしゃるとおりでございます。大変大切な税金を使っていく仕事というのは肝に銘じておりますので。

職員の能力のことは、一般質問の中にもそういった職員をといて御指摘もあつたところでございますが、なかなか思うに任せられないところはあるわけですが、持てる能力をしっかりと発揮し、また情報収集ということも大事ですので、ほかのところの地域でどのようなふうに行われているかとかということも参考にしながら、議員御指摘のように、無理無駄を省いたしっかりとした事務を行いたいというふうに職員に命じてまいります。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔挙手する者なし〕

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔挙手する者あり〕

2番 今井美道君。

○2番（今井美道君）

平成29年度一般会計並びに特別会計6会計の予算認定に当たり、賛成の立場から意見を申し上げます。

国は、経済財政再生計画2年目の予算として、誰もが活躍できる一億総活躍社会の実現を目指して、経済再生に直結する取り組みを推進し、その一方では、社会保障の持続可能性を確保するために、社会保障費の伸びを抑制するための財政健全化へ向けた平成29年度予算を編成しています。

また、岐阜県の財政は、税収の動向が不透明である一方で、社会資本の老朽化への対応や社会保障関係経費の自然増など、構造的に経費が増嵩する課題を抱えていることから、節度を保った財政運営と、メリ張りのある3本の柱で政策展開をしていく予算が計上されています。1つ目が、農業林業、建設建築など産業を支える人材育成、岐阜を支える人づくり。2つ目に、県産品やすぐれた地域資源を磨き上げ、新たな販路開拓に取り組む地域の魅力を生かした岐阜づくり。3つ目が、地域医療、福祉の充実と、地域防災力の強化を推進する、安全安心な岐阜づくりです。

この3本の柱のもと、古田県政の「清流の国ぎふ」づくり全開がスタートしようとしています。

東白川村の29年度予算も、岐阜県の予算編成方針を理解し、また住民の要望も取り入れ、従来から継続する事業と、未来へと必要なものには重きを置いた編成がなされていると思います。

美しい景観や、大切な資源でもある農地を守る中山間地等直接支払推進事業は、多面的機能支払交付金事業とともに継続実施の計画がされています。農林業を営む方々への直接的な補助、商工業建設業には28年度から始まった資格取得に係る補助、中でも長期の経験とわざの習得の必要な木材関連の担い手事業に特化した事業など、人を育てるべき多くの事業が、バランスをとりつつも力を入れるべきところに入られています。

安全・安心のために多くの防災建設工事、装備品が計画されています。高齢の方、障害のある方、子供たちへの多くの福祉事業が引き続き盛り込まれています。特に東白川村の子育て政策、3歳以上の保育料の無料化、学童保育の支援、高校生の通学支援、保育園、小学校、中学校の研修などのバスの借り上げ料の全額負担など、従来から引き続きの多くの子育て支援の上、新たなる事業である輝け東っ子事業や、タブレット活用などを始められることは大変喜ばしく思います。

国民健康保険特別会計、介護保険特別会計においては、今後の課題はありますが、村長を初め職員一丸となって英知を振り絞って事業を展開いただきたいと思います。

最後になりますが、現在進行中の事業、今後を見据えた事業には大きな事業がたくさんあります。基金の積み立て、公債費の長期的な計画と管理、適正な財政運営に努めながら、一つ一つの事業設計を丁寧に行っていただくことと、村民の皆さんのために29年度の事業を確実に、また丁寧に進めていただき、今井村政の4年目、「豊かな自然と、美しい景観に包まれて、人がかがやく、地域力のあるむら、ひがししらかわ」が全開で邁進されることを御期待し、平成29年度の予算の賛成討論とさせていただきます。

○議長（服田順次君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号 東白川村営その他住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第33号 平成29年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算までの9件について、新年度予算条例関連として一括して採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第25号 東白川村営その他住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第33号 平成29年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算までの9件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立をお願いします。

[賛成者起立]

全員起立です。御着席ください。したがって、議案第25号 東白川村営その他住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第33号 平成29年度東白川村後期高齢者医

療特別会計予算までの9件は、原案のとおり可決されました。

◎議案第34号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第11、議案第34号 財産の取得の変更についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

参事兼総務課長 安江良浩君。

○参事兼総務課長（安江良浩君）

議案第34号 財産の取得の変更について。次のとおり財産の取得の変更をしたいので、地方自治法第96条第1項第8号及び東白川村議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。平成29年3月8日提出、東白川村長。

記1. 財産の名称・数量並びに設置場所、名称、情報セキュリティー強化対策機器、数量、一式、設置場所、東白川村神土地内。2. 取得の目的、マイナンバーを活用した情報連携の開始に伴う情報セキュリティー対策。3. 取得の方法、指名競争入札。4. 契約の金額、変更前2,568万2,400円、変更後2,883万6,000円。5. 購入先、岐阜市柳津町流通センター1丁目8番地の4、株式会社インフォファーム。

この提案の理由でございますが、財産の取得につきましては、予定価格700万円以上のものにつきましては議会の議決に付さなければならないということで、昨年9月に契約の予定価格、情報のセキュリティー強化対策機器として、2,568万2,400円につきまして、議会の議決を経ております。その後変更がございましたので、今回、取得の変更について御提案させていただきました。変更後が2,883万6,000円、その差額約315万ほどでございますが、この変更の理由でございますが、セキュリティー対策としまして、1つにメールのアーカイブサーバーの追加ということで、このサーバーにつきましては一定期間、全メールを保存しておくためのサーバーでございますが、他の町村の整備状況などを参考にして、トラブル発生時の対応として追加させていただくものでございます。

また、インターネット用のパソコンとしての追加もでございます。これにつきましては、国・県とのメール専用のパソコンと民間業者とのメールのやりとり、それからインターネットを使うためのパソコン、それをセキュリティーの対策として完全に分けるということを目的に、現在整備しておりますが、既存のパソコン14台を活用して整備を予定しておりましたが、インターネットの利用等の業務が見込みよりも多くあったということで、今回4台、新規でパソコンを購入させていただきます。そういったことから変更が生じてまいりましたので、今回の議会のほうで御提案をさせていただいておるものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

今回修正があったということで、一度9月議会で認めたものに対しての再度の提案ということになっていますが、この場合、まず2点お伺いしたいんですけども、1つは金額的には300万程度の変更ですけど、これが仮に1万、2万、もしくは何千円程度の変更であった場合も、このように議会として取り上げる必要があるのかなのかということ、1点。それから、プラスの場合はまだいいんですけど、減額側に、例えば200万ぐらい安く終わったという場合においても、金額の変更ということでこの議会に上げる必要があるかないかということに関して、実際これはどういう必要性があるかということ。ただ700万という一つの基準であることだけで再度提案されましたけれども、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（服田順次君）

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（安江良浩君）

東白川村議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例のところでは、財産の取得700万以上の予定額でございますが、これの取得、または処分につきましては議会に付さなければなりません。その後の変更がたとえ一円であったとしても、それに付さなければいけないということでございますが、ここの条例の解釈ではなかなか難しいところがございますが、今回提案させていただきましたのは、300万というような大きい金額でございますが、やはり今の段階では、少額の変更であっても、この条文を読めばそのまま上程しなければならないというようなことかと思っております。

それから減額につきましては、これが処分に当たるものではない、変更ではないというような解釈で、この条例には当てはまらないと解釈しておりますが。

〔挙手する者あり〕

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

そうしますと、今のは解釈でありまして、結局変更が処分ということと、そもそも最初に議会で認めたときの金額からの変更と、処分じゃない、取得という考え方でいくと、今回、例えば300万の増額ですから、700万まで達してないから、そうすると今度、今回の変更自体も申請が要らないということになってしまいますので、今の参事の御返答では少し納得できない部分がありますが、それよりも何よりも、今回、今の条例のままですと、こんなことが頻繁に起きかねませんので、今後、条例そのものを見直すということもお考えいただけないかということ、これは参事なのか、村長なのか、どちらでもいいですので、今後のこの条例そのもの見直しということも含めた御返答をいただけないでしょうか。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

一部答弁の修正になるかもしれませんが、処分というのは財産を売り払ったり、なくしてしまう、処分してしまうための契約があったときの話ですので、この増減という話ではちょっと解釈が違いましたので訂正をさせていただきますが、契約でありますので、減額契約というのは入札で行いますので、よほどこちらが発注の内容を変えない限りは想定としてはないわけですが、増額は、今言ったような工事でも何でも理由が出てくると増額変更契約は当然あり得るんですけど、軽微なものについても、軽微というのは金額的に1万円でもどうしても契約変更しないと事業が実施できないというようなことがたまたまあったとすれば、今の条例ではやらなきゃいけないので、これは他の町村を調べますと、契約額の変更額のパーセントで、10%なら10%でという上限を決めて、以上だったら議会に付しなさいよというような条例にしている町村がありますので、そこら辺参考にして一度考えさせていただいて、また提案申し上げたいと。私もそのパーセントについてはまた御相談しますが、全てのことについては議会に御相談すべきことなんで、全協等で相談しがてらですけど、増減については、よほどの大きな理由がない限りは10%以内の話ではないかなと思いますので、この辺のところの条例の見直しは十分考えられるかなというふうに思っております。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第34号 財産の取得の変更についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第34号 財産の取得の変更については、原案どおり可決されました。

◎閉会中における議会運営委員会の継続調査について

○議長（服田順次君）

日程第12、閉会中における議会運営委員会の継続調査についてを議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 桂川一喜君。

○議会運営委員長（桂川一喜君）

平成29年3月8日、東白川村議会議長 服田順次様、議会運営委員会委員長 桂川一喜。

閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、東白川村議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記1. 会期及び会期延長の取り扱いについて、2. 会期中における会議日程について、3. 議事日程について、4. 一般質問の取り扱いについて、5. 議長の諮問事項に関する調査について、6. その他議会運営上必要と認められる事項。以上、よろしくお願いします。

○議長（服田順次君）

お諮りします。委員長から申し出のあった事項について、閉会中における継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中における継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（服田順次君）

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

平成29年第1回定例会を閉会します。

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

それでは、本定例会閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

大変お疲れさまでございました。本定例会で上程いたしました全議案について、慎重審議の上、承認決定または同意等を賜りましたことについて、厚く感謝を申し上げます。

特に平成29年度予算につきましては、全員協議会や本会議での質疑、賛成討論等を通じていただきました指摘事項や御意見などを真摯に受けとめまして、村政を進めてまいり所存でございます。引き続き御指導を賜りますようお願いを申し上げます。

また、平成29年度は医療福祉ゾーンの整備計画の推進や、越原の交流サロンの整備、子育て支援策の充実、また地方創生事業の推進、農業・林業の振興等々、29年度内にしっかりと組み立てを行わなければならない事業も多くございます。この点につきましても、今後とも議会とともに歩んでまいりたいと、このように考えております。引き続き御指導いただきますようお願いを申し上げます。

まして、定例会閉会の挨拶といたします。大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

○議長（服田順次君）

これで本日の会議を閉じます。

午後1時44分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員